

令和2年9月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年9月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年9月25日(金)午後2時30分から午後3時00分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	水澤 正明
委員	3番	忠 貞夫	委員	4番	榎本 太
委員	5番	森田 謙	委員	6番	田村 信秀
委員	7番	南波 雅子	委員	8番	緒形 文一
委員	9番	馬場 勝	委員	10番	西奈美 公平
委員	11番	川上 勝之			
委員	13番	今井 輝子	委員	14番	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員	中条	15番	志村 政美	委員	中条	16番	佐藤 隆
委員	乙	17番	小泉 正	委員	乙	18番	安城 守英
委員	築地	19番	白塚 幸二	委員	築地	20番	小熊 威
委員	黒川	21番	今井 明	委員	黒川	22番	小野 金一

4 欠席委員(1人)

委員:12番:松村 智

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主事:飯沼健太

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年9月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、4番榎本太委員、5番森田謙委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、8月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>9月3日、中村浜地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、水澤委員、白塚委員に案件を審査していただきました。</p> <p>9月18日、8月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、経営の拡大による売買が3件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計4件であります。</p> <p>1番の案件は、経営の拡大により、築地地内の畑について売買するもので、面積は1,317㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、経営の拡大により、築地地内の畑について売買するもので、面積は合計108.77㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、経営の拡大により、土作地内の田について売買するもので、面積は2,796㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人からの要望により、平木田地内の田について売り渡しするもので、面積は合計5,839㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円あります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p>

	<p>去る9月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員3名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、経営の拡大による売買が3件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計4件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、資材置場及び事務所・駐車場のための転用が1件、米乾燥調製施設建築のための転用が1件の、計2件であります。</p> <p>1番の案件は、築地地内の畑において資材置場及び事務所・駐車場のための転用で、譲渡人は譲受人の親戚で、また譲受人が営む建設業・自動車業の会社の従業員となっており、事業拡大のため申請地を贈与するものです。申請面積は4,702㎡、建築面積は47.76㎡であります。</p> <p>2番の案件は、寅田地内の田において、米乾燥調製施設を建築するための転用であり、申請面積は990㎡、建築面積は201.69㎡、10年間の賃借契約を行い、10年間で〇〇円であります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>2ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、資材置場及び事務所・駐車場のための転用が1件、米乾燥調製施設建築のための転用が1件の、計2件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
4番	<p>ちょっと確認なんですけれども、1番の件、小学校のグラウンドがありますよね、すぐグラウンドの境目なんですか。それともその中間に畑とか少しあるんですか。</p>
事務局	<p>はい、直接グラウンドには接していないのですが、駐車場の一部で小学校の敷地として接している状況です。</p>
4番	<p>はい、それだけでいいです。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の1番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可をし、2番は県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案は、採決のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第3号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>1番の案件は、中村浜地内の畑について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、近隣農地を経営しており効率的で、経営状況等にも問題がなく、経営の拡大につながるものと期待できます。売買価格は、総額〇〇円、10a当たり〇〇円で</p>

あります。

2番の案件は、中村浜地内の畑について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。

譲受人は、近隣農地を経営しており効率的で、経営状況等にも問題がなく、経営の拡大につながるものと期待できます。売買価格は、総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。

3番の案件は、中村浜地内の畑について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。

譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。売買価格は、総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。

4番の案件は、中村浜地内の畑について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。

譲受人は、新規就農者として普及センターや市より就農支援を受け、現在農業大学校や農業者による研修を行っています。

あっせん基準要件にある営農類型別経営基準面積については、譲受人が目指すイチゴ施設栽培が営農類型の例にはありませんが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想には、意欲ある農家の創意工夫により、他産業並みの所得と労働時間を確保するものについても、効率的な農業経営の指標とするとあります。また基本構想には、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を目標として、関係機関とともに育成し、将来的には認定農業者へと誘導していくとあります。譲受人の経営計画は普及センターや市と十分協議し進めていることから、あっせん基準要件を満たすものと考えられます。このことから、意欲ある担い手を育成・確保するため選定者となりました。

売買価格は、総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。

第3号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、2番水澤正明あっせん審査委員長から報告をお願いします。

2番

第3号議案の所有権移転についてご報告いたします。

去る8月21日、および9月3日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。

売り手は、現在自作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。

1番から3番の買い手は、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。

また、4番の買い手は、新たに農業経営を営もうとする青年であり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき、意欲ある担い手を育成・確保するため選定者となりました。

売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題

	<p>なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第3号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定を審議といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定について、ご説明いたします。 第3号議案の利用権設定は、労力不足により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが7件、労力不足等により賃借権を新規に設定するものが5件、労力不足により賃借権を再設定するものが2件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが1件の、計15件であります。 1番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、18,000円であります。 議案書4ページをお願いします。 2番から7番は、中間管理機構と10年間から15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は18,000円から10,000円であります。 議案書5ページをお願いします。 8番から12番は、労力不足等により認定農業者等に10年間の賃借権を新規に設定</p>

	<p>するもので、10 a 当たりの賃貸料は 25,400 円から 9,500 円であります。ちなみに 9 番の畑につきましては、ビニールハウスということで伺っております。</p> <p>13 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円であります。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>14 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円であります。</p> <p>15 番は、労力不足により農業者に 3 年間の使用賃借権を再設定するものです。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、7 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、労力不足により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 7 件、労力不足等により賃借権を新規に設定するものが 5 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 2 件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 15 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>



事務局	<p>第4号議案をご説明いたします。 議案書7ページをお願いします。</p> <p>この案件は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された、鼓岡・坂井地内の農地であり、現況はいずれも原野化しているため、農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われます。</p> <p>第4号議案につきましては、いずれの案件も農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>議案書8ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の事前審査結果について、7番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の耕作放棄地の農地・非農地の判断については、1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、いずれの案件についても原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」とであると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案については、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和2年9月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年 9月25日

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_